○さくら市空き店舗活用促進事業費補助金交付要綱

平成22年７月５日告示第77号

改正

平成25年４月16日告示第78号

平成26年３月28日告示第63号

平成27年５月12日告示第80号

平成28年３月７日告示第51号

平成31年２月13日告示第25号

令和３年３月31日告示第54号

令和４年３月28日告示第138号

令和６年３月28日告示第50号

さくら市空き店舗活用促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市が交付するさくら市空き店舗活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、さくら市補助金等交付規則（平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成17年さくら市訓令第40号）及びこの告示に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　空き店舗　３月以上営業目的に使用されていない店舗をいう。

(２)　中心市街地　次に掲げる地域をいう。

ア　氏家駅を中心として市長が指定する地域

イ　さくら市喜連川支所を中心として市長が指定する地域

(３)　商工会　氏家商工会及び喜連川商工会をいう。

（交付の目的等）

第３条　補助金の事業区分、交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金の事業区分 | 交付の目的 | 交付の対象である事業の内容 | 補助金の額 | 交付の相手方 |
| 新規出店事業（中心市街地） | 空き店舗を活用し、市内の地域活性化を図ること | 空き店舗の家賃（敷金、礼金その他これらに類するものを除く。） | 各年度において12月分の家賃の２分の１の額又は48万円のいずれか低い額とし、交付期間は３箇年とする。 | １　個人又は法人で、新たに空き店舗を活用して小売業、飲食業又は生活関連サービス業（事務所、風俗業及び飲酒業を除く。）を営むもの  ２　法人格を有するまちづくり団体で新たに空き店舗を活用して特に市内の地域活性化に寄与すると認める事業を営むもの |
| 店舗改装費（内装、外装、給排水設備、室内照明、空調設備、トイレの新設・改修、看板設置（屋外を含む。）、備品等（テレビなど汎用性のあるもの、１万円以下の消耗品、中古品、不動産購入、車両購入を除く。）） | 当該事業の当初に実施した改装費の２分の１の額又は75万円のいずれか低い額 |
| 新規出店事業（中心市街地以外） | 空き店舗を活用し、市内の地域活性化を図ること | 空き店舗の家賃（敷金、礼金その他これらに類するものを除く。） | 営業開始から12月分の家賃の２分の１の額又は25万円のいずれか低い額 | １　個人又は法人で、新たに空き店舗を活用して小売業、飲食業又は生活関連サービス業（事務所、風俗業及び飲酒業を除く。）を営むもの  ２　法人格を有するまちづくり団体で新たに空き店舗を活用して特に市内の地域活性化に寄与すると認める事業を営むもの |
| 店舗改装費（内装、外装、給排水設備、室内照明、空調設備、トイレの新設・改修、看板設置（屋外を含む。）、備品等（テレビなど汎用性のあるもの、１万円以下の消耗品、中古品、不動産購入、車両購入を除く。）） | 当該事業の当初に実施した改装費の２分の１の額又は40万円いずれか低い額 |
| 店舗併用住宅等改修事業 | 空き店舗（中心市街地の店舗併用住宅）を活用し、中心市街地の活性化を図ること | 生活空間と事業空間の分離に要する経費（給排水設備、電気、住宅部分との間仕切り等、対象施設工事に伴う諸経費） | 新規出店事業の実施と同時に行う店舗併用住宅の改修費の２分の１の額又は40万円のいずれか低い額 | 中心市街地において新規出店事業を行う者へ賃貸する空き店舗の所有者、その仲介を行う不動産管理事業者又は空き店舗を活用して新規に出店する者（以下「新規出店者」という。）（居住の用に供する部分を含めて賃借する場合を除く。） |

（補助対象区域）

第４条　補助金の交付の対象となる区域は、新規出店事業にあっては、市内全域とし、店舗併用住宅等改修事業にあっては、中心市街地とする。

（補助対象者）

第５条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件いずれにも該当するものとする。

(１)　新規出店者が行う次に掲げる要件いずれにも該当する事業（以下「新規出店事業」という。）

ア　店舗を自ら使用して事業を行うこと。

イ　店舗に直接来客する営業形態であること。

ウ　中心市街地の他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。

エ　市及び商工会が実施する事業に賛同又は協力すること。

オ　市税を完納していること。

カ　商工会の経営指導を受けていること。

キ　賃料の増減を伴う変更契約が生じたとき（空き店舗の家賃の補助を受けている場合に限る。）は、遅滞なくその旨を市長に報告すること。

(２)　店舗併用住宅の所有者等が新規出店事業に必要な生活空間と事業空間の分離を行うための改修事業

ア　申請時において、新規出店者と賃貸契約を締結していること（仲介を行う不動産管理事業者が申請する場合にあっては、その仲介を証する契約等を締結していること、新規出店者が申請する場合にあっては、店舗改装費と明確に区分していること。）。

イ　市税を完納していること。

（事業の認定）

第６条　事業の認定を受けようとする者は、空き店舗活用促進事業認定申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(１)　空き店舗活用促進事業計画書

(２)　空き店舗活用促進事業収支予算書

(３)　商工会の推薦書（新規出店事業の場合に限る。）

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の規定により申請された事業を認定したときは、空き店舗活用促進事業認定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（事業の実施期間）

第７条　事業の実施期間は、令和４年度から令和６年度までとする。

（交付の申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、空き店舗活用促進事業費補助金交付申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(１)　空き店舗活用促進事業計画書

(２)　空き店舗活用促進事業収支予算書

(３)　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第９条　市長は、前条に規定する申請があったときは、規則第５条の規定によりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、補助金を交付すると決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第４号）及び空き店舗活用促進事業費補助金交付決定指令書（様式第５号）により、通知するものとする。

（変更の承認）

第10条　交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、空き店舗活用促進事業計画変更承認申請書（様式第６号）に空き店舗活用促進事業変更計画書、空き店舗活用促進事業変更収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(１)　空き店舗活用促進事業の内容を変更しようとするとき。

(２)　空き店舗活用促進事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　規則第６条第１項第１号に規定する市長の定める軽微な変更は、当該補助事業に係る補助金の20パーセント未満の変更とする。

３　市長は、第１項に規定する計画の変更を承認したときは、空き店舗活用促進事業変更承認通知書（様式第７号）及び空き店舗活用促進事業変更決定指令書（様式第８号）により、交付決定者に通知するものとする。

（状況報告）

第11条　市長は、必要に応じ、当該年度の12月31日現在における補助事業の遂行状況を、空き店舗活用促進事業遂行状況報告書（様式第９号）によって、当該年度の１月31日までに交付決定者に報告させることができる。

（実績報告書）

第12条　交付決定者は、さくら市空き店舗活用促進事業が完了したとき（第10条の規定により中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、空き店舗活用促進事業費補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　空き店舗活用促進事業実績書

(２)　空き店舗活用促進事業収支決算書

(３)　支払を証明する書類

(４)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条　市長は、前条に規定する報告があったときは、規則第16条の規定によりその内容を審査し、適合していると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、空き店舗活用促進事業費補助金の額の確定通知書（様式第11号）及び空き店舗活用促進事業費補助金の額の確定指令書（様式第12号）により、その額を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条　交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、空き店舗活用促進事業費補助金交付請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書の写し

(２)　空き店舗活用促進事業費補助金精算書

(３)　支払を証明する書類

(４)　その他市長が必要と認める書類

（概算払）

第15条　交付決定者が概算払で補助金の交付を受けようとするときは、空き店舗活用促進事業費補助金概算払請求書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書の写し

(２)　空き店舗活用促進事業収支予算書

(３)　工事請負契約書の写し

(４)　店舗の賃貸契約書の写し

(５)　その他市長が必要と認める書類

（帳簿の備付け）

第16条　規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該年度の完了に属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

２　市長は、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、必要があるときは、当該交付決定者に対し、この告示に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（様式等）

第17条　さくら市空き店舗活用促進事業費補助金の交付に関する様式等については、別表のとおりとする。

（その他）

第18条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文　抄

平成22年７月５日から適用する。

改正文（平成28年３月７日告示第51号抄）

平成28年４月１日から適用する。

前　文（抄）（平成31年２月13日告示第25号）

平成31年４月１日から適用する。

前　文（抄）（令和３年３月31日告示第54号）

令和３年４月１日から適用するとともに、この告示の適用の際現にある第１条から第89条までの規定（第４条、第54条及び第65条を除く。）による改正前の告示に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

前　文（抄）（令和４年３月28日告示第138号）

令和４年４月１日から適用する。

前　文（抄）（令和６年３月28日告示第50号）

令和６年４月１日から適用する。

別表（第17条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 提出部数 | 添付書類 | 提出期限 | 提出先 | 様式番号 |
| 空き店舗活用促進事業認定申請書 | １部 | 空き店舗活用促進事業計画書、空き店舗活用促進事業収支予算書、商工会の推薦書（新規出店事業の場合に限る。）、その他市長が必要と認める書類 | 市長が別に定める | 産業経済部商工観光課 | 様式第１号 |
| 空き店舗活用促進事業認定通知書 | ― | ― | ― | ― | 様式第２号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金交付申請書 | １部 | 空き店舗活用促進事業計画書、空き店舗活用促進事業収支予算書、その他市長が必要と認める書類 | 市長が別に定める | 産業経済部商工観光課 | 様式第３号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書 | ― | ― | ― | ― | 様式第４号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金交付決定指令書 | ― | ― | ― | ― | 様式第５号 |
| 空き店舗活用促進事業計画変更承認申請書 | １部 | 空き店舗活用促進事業変更計画書、空き店舗活用促進事業変更収支予算書その他市長が必要と認める書類 | 事業計画の変更が決定した日より30日以内 | 産業経済部商工観光課 | 様式第６号 |
| 空き店舗活用促進事業変更承認通知書 | ― | ― | ― | ― | 様式第７号 |
| 空き店舗活用促進事業変更決定指令書 | ― | ― | ― | ― | 様式第８号 |
| 空き店舗活用促進事業遂行状況報告書 | １部 | ― | 補助金の交付を受けようとする年度の１月31日 | 産業経済部商工観光課 | 様式第９号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金実績報告書 | １部 | 空き店舗活用促進事業実績書、空き店舗活用促進事業収支決算書、支払を証明する書類その他市長が必要と認める書類 | 交付事業完了後10日を経過する日又は交付金の交付に係る年度の翌年度の５月31日のいずれか早い日とする。 | 産業経済部商工観光課 | 様式第10号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金の額の確定通知書 | ― | ― | ― | ― | 様式第11号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金の額の確定指令書 | ― | ― | ― | ― | 様式第12号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金交付請求書 | １部 | 空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書の写し、空き店舗活用促進事業費補助金精算書、支払を証明する書類その他市長が必要と認める書類 | 補助金の交付を受けようとする年度の３月31日 | 産業経済部商工観光課 | 様式第13号 |
| 空き店舗活用促進事業費補助金概算払請求書 | １部 | 空き店舗活用促進事業費補助金交付決定通知書の写し、空き店舗活用促進事業収支予算書、工事請負契約書の写し、店舗の賃貸契約書の写し、その他市長が必要と認める書類 | 補助金交付決定通知受領後７日以内 | 産業経済部商工観光課 | 様式第14号 |